

研究活動における不正行為への対応に関する規程

平成20年10月2日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第60号

最新改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の役職員等が機構の業務として行う研究活動における不正行為とその告発及び相談（以下「告発等」という。）に対する対応方法を定め、もって不正行為の早期発見及び是正並びに告発者及び相談者（以下「告発者等」という。）の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、機構が実施する研究（競争的資金による研究を含む。以下同じ。）及びその成果普及に関する活動をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、機構の実施する研究活動において行われたねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership等、研究活動上の不適切な行為をいう。

3 この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、故意又は基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は次の各号の定めるところによる。

一 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

二 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた研究結果等を真正でないものに加工することをいう。

三 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、著作物又は用語を、当該研究者の了解又は適切な引用等の表示なく流用することをいう。

4 特定不正行為以外の不正行為のうち、二重投稿及び不適切なオーサiershipについて、それぞれの用語の意義は次の各号の定めるところによる。

一 「二重投稿」とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること、又はこれに準じる行為をいう。

二 「不適切なオーサiership」とは、研究成果の発表物の著者に、著者としての資格を満たさない者を記載する又は著者としての資格を満たすにもかかわらず記載しないなど、論文等の著作者が適正に公表されないことをいう。

5 この規程において「役職員」とは、次の各号に定める者をいう。

一 機構の役員（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成14年12月13日法律第172号）第6条に定める役員をいう。）

二 機構の職員（組織規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第1号）第9条の規定に基づいて任用された職員をいう。）

三 機構の嘱託員及び臨時職員（組織規程第11条に定める嘱託員及び臨時職員をいう。）

6 この規程において「役職員等」とは、役職員及び役職員以外の者であって機構の業務に従事する者をいう。

(不正行為に関する未然防止推進部署)

第3条 アジア経済研究所研究企画部研究企画課（以下「研究企画課」という。）は、機構における研究活動の不正行為に関する未然防止の推進に関する業務を担当する。

(不正行為に関する告発等窓口)

第4条 機構における研究活動の不正行為に関する告発等に対応するため、アジア経済研究所研究企画部研究企画課（以下「研究企画課」という。）に受付窓口を置き、受付後の対応においては、本部総務部総務課と協議する。

2 機構は、受付窓口について、その名称、連絡先、受付方法等を機構の内外に周知する。

(対応責任者)

第5条 告発等で不正行為とされた個々の研究活動（以下「告発事案」という。）に対応するため、対応責任者を置く。対応責任者は、研究企画部担当理事を充てる。ただし、当該告発事案に研究企画部担当理事が直接関与していると認められる場合には、理事長が他の理事の中から指名するものとする。

(告発等の方法)

第6条 告発等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を研究企画課に提出若しくは送付し又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 告発等は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 研究活動の不正行為を行ったとする者の氏名又は名称
- 二 研究活動の不正行為の具体的内容
- 三 研究活動の不正行為の内容を不正とする合理的理由

3 告発者等は、被告発者又は機構に不利益を与える目的で告発等を行ってはならない。

4 対応責任者は、匿名による告発等を受けたときはその内容に応じて、第2項の定めにかかわらず、顕名による告発等に準じて扱うことができる。

5 対応責任者は、相談を受けたときはその内容に応じて、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認し、告発の意思表示がないときは、職権で自ら告発を行うことができる。

6 対応責任者は、ファックス、電子メール、郵送等、通常告発者等が受付窓口で告発等が到達したか否かを確認できない方法により告発等を受けたときは、告発者等に対して速やかに告発等を受領した旨を通知しなければならない。ただし、匿名等により告発者等の連絡先が不明なときはこの限りでない。

(告発等の移送)

第7条 対応責任者は、告発事案が機構の研究活動でないと判断するときは、告発者等に調査の実施主体として適切と思われる他の機関等を紹介し又は告発者等の承諾を得て他の機関等に告発事案を移送するよう努める。

(告発とみなす報道等)

第8条 対応責任者は、報道により又は学会若しくは他機関から機構の研究活動の不正行為を指摘されたときは、第6条に定める告発があったとみなすことができる。研究企画課が、その業務執行に際して知り得た事実から不正行為があったと判断するときも同様とする。

(予備調査)

第9条 対応責任者は、第6条に定める告発があった場合又は前条に定める告発があったとみなす場合において、特定不正行為に該当する可能性が認められる場合には、第12条に定める調査委員会の設置の必要性を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を行う。

2 予備調査は、役職員等の協力を得て実施する。

3 対応責任者は、役職員に対しては当該告発事案にかかる資料の保全等を命じ、役職員以外の者に対しては当該告発事案に係る資料の保全を求めることができる。

4 対応責任者は、予備調査を行うことを告発等で不正行為を行ったとされる者（以下「被告発者」という。）に通知する。

5 被告発者が、告発があった時点で機構の役職員でないときは、原則として被告発者が現在所属する機関に対して予備調査の一部を依頼する。

6 前項の規定によりがたいときは、機構は被告発者本人に対して情報提供を求めることができる。

7 対応責任者は、特定不正行為以外の不正行為とみなされる疑いに関する告発があった場合又は告発があったとみなす場合において、必要に応じて、特定不正行為に準じる措置を講じることができる。

(予備調査結果の通知)

第10条 対応責任者は、予備調査を終えたときは、その結果を理事長に報告し、告発事案の概要、第12条に定める調査委員会による調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無とその理由、本調査を行う場合にはその開始日及び概ねの終了日を記載した予備調査結果報告書を、告発を受けた日から30日以内に、書面で告発者及び被告発者に対して通知する。

2 対応責任者は、前項の定めにかかわらず、必要と認める場合には、告発者及び被告発者に通知することにより、30日を限度として予備調査期間を延長することができる。

（予備調査に対する不服申立）

第11条 告発者及び被告発者は、予備調査の結果について不服があるときは、通知を受け取った日から10日以内に書面で不服申立書を対応責任者に対して提出することができる。

2 対応責任者は、前項の不服申立書を受領したときは、予備調査結果報告書を副理事長に提出する。

3 副理事長は、予備調査結果報告書に基づき、役職員等に協力を求めて、審査を行う。

4 副理事長は審査の結果、本調査を行うか否かを不服申立書が提出された日から15日以内に決定し理事長に報告を行った後、告発者及び被告発者にその結果を書面で通知する。

（調査委員会の設置）

第12条 理事長は、第9条第1項又は前条第4項の規定により本調査を実施することとなったときは、告発事案について不正行為が行われたか否かを調査するための調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員長は、理事長が指名する役員又は理事長が委嘱する外部有識者を充てる。

3 委員は、理事長が指名する役職員及び理事長が委嘱する外部有識者をもって構成する。

4 前項の委員は、告発事案である研究活動と直接関与している者であってはならない。

5 調査委員会は、委員長が招集する。

6 調査委員会の事務は、研究企画課が行う。

（本調査の開始）

第13条 理事長は、前条に定める調査委員会を設置したときは、速やかに告発者及び被告発者に対して、本調査の開始並びに委員長及び委員名を通知する。

2 告発者及び被告発者は、委員長又は委員に不服があるときは、前項の通知を受け取った日から10日以内に、理事長に対して書面で異議を申し立てることができる。

3 理事長は、前項の異議申し立てを受けた場合は、内容を審査し、委員長又は委員を交代させるか否かを決定する。

4 委員長は、第2項に定める期間を経過したときは、速やかに調査委員会を招集し、本調査を開始しなければならない。

5 委員長は、告発事案の研究費予算について、本調査の結果が確定するまで、その執行を停止することができる。

（本調査）

第14条 調査委員会は、告発事案について、研究上の不正行為の存否、不正行為の具体的な事実、不正行為に関与した者、告発等が被告発者又は機構に対し不利益を与える目的である可能性、その他必要な事項について調査する。

2 調査委員会は、学会、研究機関その他に対して告発事案について必要な調査を依頼し又は情報提供を求めることができる。

3 調査委員会は、必要に応じて、告発事案に係る部署、告発者等、被告発者その他告発事案に関与したと思われる者に情報提供を求めることができる。

4 第9条第3項の規定は本調査に準用する。ただし同条同項中「対応責任者」とあるのは「調査委員会」と読み替える。

（告発者、被告発者の弁明の機会）

第15条 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、告発等が専ら被告発者又は機構に対し不利益を与える目的であるか否かを認定するときは、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査結果の扱い)

第16条 調査委員会は、本調査終了後理事長に報告を行い、本調査を開始した日から150日以内に調査報告書を取りまとめ、告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関わったと認定された者（以下「被告発者等」という。）にその結果を通知する。

2 調査委員会は、調査にあたって第14条第2項に定める調査依頼又は情報提供を求めた外部の研究機関等に対して、調査結果を通知することができる。

(本調査に対する不服申立)

第17条 告発者及び被告発者等は、本調査結果が通知された日から10日以内に不服申立書を委員長に提出することができる。

2 委員長は、前項の不服申立書を受領したときは、告発者及び被告発者等に不服申立があった旨を通知するとともに、速やかに調査委員会を招集し、当該告発事案について再調査を行うか否かを15日以内に決定しなければならない。

3 前項の再調査を行うか否かの決定を行った場合は、理事長に報告を行い、委員長は速やかにその決定を告発者及び被告発者等に通知する。

(再調査)

第18条 前条第2項の規定により再調査を行う決定を行ったときは、第16条の規定を準用する。ただし、同条第1項中「150日以内」とあるのは「50日以内」と読み替える。

(措置)

第19条 理事長は、第16条に定める調査報告書に基づき、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 研究活動に不正行為があったと認める場合は、その調査結果の公表、当該不正行為の事案に応じて関与する者に対する就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号）又はアジア経済研究所就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第8号）並びに嘱託員に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第21号）又は臨時職員に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第22号）の定めるところによる懲戒処分、不正行為に係る研究に要した費用の返還請求、同研究の中止、研究成果の破棄、刑事告発その他必要な措置

二 研究活動に不正があったと認められない場合は、調査に関与した全ての者に対するその旨の通知、必要に応じて被告発者等への不利益発生を防止するために必要な措置

2 理事長は、第16条に定める調査報告書に基づき、告発者が専ら被告発者又は機構に対して不利益を与える目的で告発されたものであると認める場合は、告発者の氏名を含む調査結果の公表、告発者の処分、告発者が現在所属する機関への通知その他必要な措置を講じることができる。

(告発者等の保護)

第20条 役職員等は、告発者等及び調査に協力した者に対して、告発等を行ったこと又は調査に協力したことをもって、前条第2項に定める措置を講じる場合を除き、いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 前条第2項に定める措置を講じる場合を除き、告発者等は、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）及び関係法令の定めるところにより保護される。

(協力義務)

第21条 役職員等は、研究活動における不正行為への対応に関して、資料の保全、事情聴取等の必要な協力を求められたときは、誠実にこれに協力しなければならない。

(守秘義務)

第22条 役職員は、この規程に定める予備調査及び本調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本調査が終了し、第19条に定める措置が講じられた後も同様とする。

(他機関への協力)

第23条 機構以外の機関から、当該機関の研究活動に係る不正行為について調査等への協力を求められたときは、機構はこれに誠実に対応しなければならない。

(解釈の基準)

第24条 この規程に定めるものの他、研究活動の不正に係る処理に関し疑義を生じたときは、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成27年1月15日改正 経済産業省)の本旨に従って処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるものの他、不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。